

第9 屋外消火栓設備

1 屋外消火栓の設置位置

屋外消火栓の設置位置は、政令第19条第3項第1号及び第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近に設けること。◆
- (2) 同一敷地内に建築物が複数棟ある場合又は政令第19条第2項の規定により一の建築物とみなされた場合（以下第9において「同一敷地内に複数棟ある場合」という。）には、棟ごとに屋外消火栓を設置すること。ただし、一の建築物に設置された屋外消火栓が、他の建築物の部分（建築物の1階部分の外壁またはこれに代わる柱等をいう。政令第19条第3項第1号において規定する「建築物の各部分」についても同じ。）を有効に防護できる場合の当該部分については、この限りでない。◆
- (3) 政令第19条第3項第1号の規定により設置した場合において、当該建築物の中央部分等に防護漏れとなる部分（政令第19条第4項に該当する部分を除く。）が生じる場合は、当該部分は屋内消火栓設備の有効範囲とすること。

2 加圧送水装置

(1) 種別

加圧送水装置は省令第22条第10号の規定によるほか、第2 屋内消火栓設備：4.(1).(2)及び(3)を準用すること。

(2) 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第2 屋内消火栓設備：4.(1).イ、(2).イ及び(3).イを準用すること。

(3) 全揚程等

加圧送水装置の全揚程等は、省令第22条10号イ、ロ及びハ.(ロ)の規定によること。

なお、消防用ホースの摩擦損失水頭は、省令第12条第1項第7号チの規定に基づく告示基準が示されるまでの間は、第9-1表によること。◆

第9-1表 ホースの摩擦損失水頭表

ホースの呼称	50	65
摩擦損失水頭(m)	20	6

(流量400L/minの樹脂内張ホース：100m当り)

(4) ポンプの吐出量

ポンプを用いる加圧送水装置は、省令第22条第10号ハ(イ)の規定によるほか、次によること。

- イ 他の消防用設備等と兼用又は併用する場合にあっては、それぞれの設備のうち規定吐出量が最大となる量以上とすることができる。
- ロ 同一敷地内に複数の棟がある場合には、第2 屋内消火栓設備：4.(1).ハ.(イ).bを準用すること。
- ハ 前1.(2)により同一敷地内の複数の棟を一の建物とみなし、ポンプの兼用又は併用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、吐出量を800L/min以上とすることができる。
- ニ 前1.(3)において、未警戒となる部分に屋内消火栓を増設できない場合は、第9-2表に定める面積に応じたポンプの吐出量とし、かつ、当該部分の直近の屋外消火栓に必要なホース

を増加しておくこと。

第9-2表

防護漏れとなる部分の面積	ポンプ吐出量
500 m ² 未満	800 L/min
500 m ² 以上、1500 m ² 未満	1200 L/min

(5) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

省令第22条第10号ニに規定する放水圧力が0.6MPaを超えないための措置は、第2 屋内消火栓設備：4.(4)を準用すること。

3 水源

水源水量は、政令第19条第3項第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源水量

イ 他の消防用設備等と兼用又は併用する場合にあっては、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。

ロ 前1.(2)により同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし、ポンプを兼用又は併用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、水源水量を14 m³以上とすることができる。

(2) 有効水量の確保

有効水量の確保は、第2 屋内消火栓設備：3を準用すること。

4 配管等

(1) 機器

機器は、第2 屋内消火栓設備：5.(1)を準用すること。

(2) 設置方法 ◆

イ 第2 屋内消火栓設備：5.(2).イを準用するものとし、配管は呼び径65A以上とすること。

ロ 配管内に充水するために補助用高架水槽を設ける場合の容量は、0.5 m³以上とし、補助用高架水槽から主管までの配管の呼び径は、50A以上とすること。

5 起動装置

起動装置は、省令第22条第10号ホの規定によるほか、第2 屋内消火栓設備：6を準用すること。

なお、第2 屋内消火栓設備：6.(1).ハ.(イ)に示す起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「屋外消火栓設備の場合 $H_1 + 0.3\text{MPa}$ 」とすること。◆

6 非常電源・配線等

第2 屋内消火栓設備：8を準用すること。

7 屋外消火栓の表示等

省令第22条第3号及び第4号の規定によるほか、次によること。◆

(1) 屋外消火栓箱表面の表示については、屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設ける場合には「消

- 火栓」とし、屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合には「ホース格納箱」とすること。
- (2) 前(1)の表示の文字の大きさは、1字につき、20 cm²以上とすること。
 - (3) 消火栓の位置を明示する赤色の灯火を屋外消火栓箱の上部又は上端に設けること。

8 屋外消火栓箱の構造 ◆

屋外消火栓箱の構造は、第2 屋内消火栓設備：9.(2).ハを準用すること。

9 屋外消火栓等

(1) 屋外消火栓

- イ 屋外消火栓は、地上式とすること。◆
- ロ 放水口のホース接続口は、原則として、屋外消火栓箱の内部に設置すること。ただし、屋外消火栓箱の内部に放水口のホース接続口を設置することが困難な場合は、屋外消火栓箱を屋外消火栓の直近の操作に支障のない場所に設置することができる。◆

(2) 消火栓開閉弁

- イ 消火栓開閉弁は認定品を使用すること。◆
- ロ 放水口のホース接続口は、差込式のものとし、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第23号)に規定する呼称50又は65に適合する差し口とすること。

10 屋外消火栓箱に格納するホース、ノズル等

(1) ホース

ホースは、前9.(2)の放水口のホース接続口に結合できる呼称50又は65の長さ20mのものを2本以上設置すること。◆

(2) ノズル等

- イ ノズル及び管そうは、原則として、認定品を使用すること。◆
- ロ ノズルは、原則として、噴霧切替式とすること。◆